

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第 8 条、第 14 条に規定する運用報告書及び第 16 条の 2 第 3 項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 規則第 16 条の 2 第 3 項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 3 とする。</p> <p>別表 1 (省 略)</p> <p>別表 2 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって 日々決算を行うファンドの表示内容 (規則第 14 条)</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6. MMF の追加開示 (1) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第 8 条、第 14 条に規定する運用報告書及び第 16 条第 3 項並びに第 16 条の 2 第 3 項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 規則第 16 条第 3 項及び第 16 条の 2 第 3 項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 3 とする。</p> <p>別表 1 (同 左)</p> <p>別表 2 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって 日々決算を行うファンドの表示内容 (規則第 14 条)</p> <p>1～5 (同 左)</p> <p>6. MMF の追加開示 (1) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 様式例</p>

新				旧			
(○年○月○日現在)				(○年○月○日現在)			
公社債		短期金融資産		公社債		短期金融資産	
格 付	組入比率	格 付	組入比率	格 付	組入比率	格 付	組入比率
AAA		A-1		AAA		A-1	
AA		A-2		AA		A-2	
A		A-3		A		A-3	
BBB以下		NR		BBB		NR	
		その他資産		BBB-		その他資産	
<u>A相当以上</u>		A-2相当以上		BB以下			
<u>国債、地方債、特殊債</u>				<u>A-1相当以上</u>		A-2相当以上	
合 計		合 計		<u>BBB相当以上</u>			
				<u>国債、政府保証債、地方債</u>			
				合 計		合 計	
(注1) (省 略)				(注1) (同 左)			
(注2) <u>公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。</u>				(注2) <u>公社債の「A-1相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数値は1社の信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。</u>			
(注3) (省 略)				(注3) (同 左)			

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

新	旧																															
<p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ) ~ (ロ) (省 略)</p> <p>(ハ) 「<u>A相当以上</u>」及び「<u>A-2相当以上</u>」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。</p> <p>(ニ) (省 略)</p> <p>(ホ) 「<u>国債、地方債、特殊債</u>」の項目欄は、<u>区分を設けず適切な格付欄に合計することもできるものとする。ただし、この場合においては「国債証券、地方債証券、特殊債証券」が適切な格付欄に含まれている旨の注を設けることとする。</u></p> <p>7 (省 略)</p> <p>別表3 <u>MR F及UMMF</u>の月次開示の様式及び表示例 <u>(規則第 16 条の2第3項)</u> <u>OMMF</u>の月次開示 (削 除)</p>	<p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ) ~ (ロ) (同 左)</p> <p>(ハ) 「<u>A-相当以上</u>」、「<u>BBB相当以上</u>」及び「<u>A-2相当以上</u>」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。</p> <p>(ニ) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>7 (同 左)</p> <p>別表3 <u>MMF及びMR F</u>の月次開示の様式及び表示例 <u>(規則第 16 条第3項、第 16 条の2第3項)</u> <u>OMMF</u>の月次開示 1. 組入資産の種類毎の残高及び組入比率 イ. 様式例</p> <table border="1" data-bbox="1155 981 2033 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作成月次</th> <th colspan="3">○年○月○日現在</th> </tr> <tr> <th>額面金額</th> <th>評価額</th> <th>組入比率</th> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>%</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊債証券 (除く金融債券)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通社債券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作成月次	○年○月○日現在			額面金額	評価額	組入比率	区 分	百万円	百万円	%	国債証券				地方債証券				特殊債証券 (除く金融債券)				金融債券				普通社債券			
作成月次	○年○月○日現在																															
	額面金額	評価額	組入比率																													
区 分	百万円	百万円	%																													
国債証券																																
地方債証券																																
特殊債証券 (除く金融債券)																																
金融債券																																
普通社債券																																

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

新	旧																																																																														
	新株予約権付社債券 (<u>転換社債</u>)																																																																														
	CP																																																																														
	CD		=																																																																												
	その他資産		=																																																																												
	合 計		=																																																																												
	<p>(注1) その他資産は、コール・ローン、預金、未収金、未払金等。</p> <p>(注2) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。</p> <p>ロ. 作成上の留意事項</p> <p>組入比率は、資産総額に対する比率によることもできるものとする。</p> <p>2. 公社債 (国債等及び金融債を除く)、金融債、CP、CD等の上位5発行体別組入比率の状況</p> <p>イ. 様式例</p> <p style="text-align: right;">(○年○月○日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">組入資産発行体別組入比率(上位5位)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">公社債</th> <th colspan="2">金融債</th> <th colspan="2">CP</th> <th colspan="2">CD等</th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>発行体名</th> <th>組入比率</th> <th>発行体名</th> <th>組入比率</th> <th>発行体名</th> <th>組入比率</th> <th>発行体名</th> <th>組入比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 「国債等」は、我が国の国債 (政府短期証券を含む。)、政府保証債券。</p>									組入資産発行体別組入比率(上位5位)								公社債		金融債		CP		CD等		順位	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率	1									2									3									4									5								
	組入資産発行体別組入比率(上位5位)																																																																														
	公社債		金融債		CP		CD等																																																																								
順位	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率																																																																							
1																																																																															
2																																																																															
3																																																																															
4																																																																															
5																																																																															

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

新	旧																																																
	<p>2. CD等はCD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コールを除く)。</p> <p>ロ. 作成上の留意事項 組入比率は、資産総額に対する比率によることもできるものとする。</p> <p>3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>イ. 様式例</p> <p style="text-align: right;">(○年○月○日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">公社債</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">短期金融資産</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">格 付</th> <th style="text-align: center;">組入比率</th> <th style="text-align: center;">格 付</th> <th style="text-align: center;">組入比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">AAA</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">AA</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BBB</td> <td></td> <td style="text-align: center;">NR</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BBB-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">その他資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BB以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A-相当以上</td> <td></td> <td style="text-align: center;">A-2相当以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">BBB相当以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国債、政府保証 債、地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率。</p> <p>(注2) 公社債の「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF等の運営に関する規則」に基</p>	公社債		短期金融資産		格 付	組入比率	格 付	組入比率	AAA		A-1		AA		A-2		A		A-3		BBB		NR		BBB-		その他資産		BB以下				A-相当以上		A-2相当以上		BBB相当以上				国債、政府保証 債、地方債				合計			
公社債		短期金融資産																																															
格 付	組入比率	格 付	組入比率																																														
AAA		A-1																																															
AA		A-2																																															
A		A-3																																															
BBB		NR																																															
BBB-		その他資産																																															
BB以下																																																	
A-相当以上		A-2相当以上																																															
BBB相当以上																																																	
国債、政府保証 債、地方債																																																	
合計																																																	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

新	旧
<p>○ <u>MR F及ひMMF</u>の月次開示</p> <p>1. ～ 2. (省 略)</p> <p>3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>イ. 様式例 (表省略)</p> <p>(注1) (省 略)</p> <p>(注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「<u>MR F及ひMMFの運営に関する規則</u>」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数值は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数值は信用格付業者等の信用格付がないものである。</p>	<p><u>づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」の上段の数值は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数值は信用格付業者等の信用格付がないものである。</u></p> <p><u>(注3) その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等</u></p> <p>ロ. 作成上の留意事項</p> <p><u>(イ) 格付の表示については、各社が採用した信用格付業者等の信用格付によることもできるものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 「A-相当以上」、「BBB相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。</u></p> <p><u>(ハ) 上記(ロ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記するものとする。</u></p> <p>○ <u>MR F</u>の月次開示</p> <p>1. ～ 2. (同 左)</p> <p>3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</p> <p>イ. 様式例 (同 左)</p> <p>(注1) (同 左)</p> <p>(注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「<u>MMF等の運営に関する規則</u>」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数值は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数值は信用格付業者等の信用格付がないものである。</p>

新	旧
(注3) (省 略) ロ. (省 略) (以下略)	(注3) (同 左) ロ. (同 左) (同 左)
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和5年1月19日から実施する。</u></p> <p><u>ただし、この改正の際現に存するMRF等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。</u></p>	